



定したのであるというふうに承つたわけでありませう。

○淡谷委員 閣議決定を見ましたのは、本年の五月一日でございますが、反対の陳情が出ましたのは昭和二十七年八月十九日でございます。この八月十九日の反対陳情書というものは、調達庁の方で目を通されておりますかどうか、お伺いしたいと思います。なお付随いたしました、一体この陳情書は反対陳情書とおとりになつたか、賛成陳情書とおとりになつたか、その点もひとつお伺いいたします。

○大石説明員 私記憶いたしておりますのは、関根の演習場の拡張部分につきましては、二十七年八月十九日の陳情書以外に、その後の陳情書が出たことを承知いたしております。それには、全般的にいたしますと、困るといふ御意見だつたふうに覚えております。ただそれには条件がつきまして、道路の問題、補償の問題等がうたつてありまして、とり方によりましては、その条件が満たされれば必ずしも反対でないというふうに解した次第であります。

○淡谷委員 次にもう一点お伺いしておきますが、関根の第一次接収部分につきまして事務的な手続がたいへん遅れております。更新手続でございます。この間私が提示いたしました山形県例の大高根のあの更新の請求が、更新期前になされております。関根に關しては、大体使用してしまつたごく最近になつて、ああいうふうな書類がまわつてくるようでございますが、著しく手続が遅れた理由は一体どこにございませうか、お答え願います。

○大石説明員 契約更新に關しまして

手続を進めたのは、山形県の大高根演習場も、青森県の関根演習場も、第一回目調達庁のそういうような作業を始めたのは、同一時期だといふふうに私は存じております。ただそれが二十八年四月以降に至りましても、なおかつ接収を継続した次第でありますから、二十八年の一月、二月あたりをやつたのが妥結を見るに至らないで、二十八年四月以降に持ち越した次第であります。

○淡谷委員 とんでもない違つた話じやありませんか。第一次接収の方は、地元はもう承諾するものでもない。これは占領から引続いたものであつて、ほんとうを言つと、あてにしていなかつたのでございます。しかもそれが何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされております。何のことやらわからないし、判をたいていいものやら、つかなくていいものやらわからずに、実は私の手元に参つていまして、実は私の手元に参つていまして、実は私の手元に参つていまして、実は私の手元に参つていまして、

○大石説明員 申し上げましたように、二十八年の一月から二月のころにおきまして、この前淡谷委員から山形県の大高根演習場の契約更新の問題のとき、私どもにお示しをいただきましたように、はがきによりまして、二十八年四月一日以降は契約が更新せられるから、その契約更新に同意の旨を、今のうちから御回答いただきたいという手続をとつたわけでありませう。

○淡谷委員 とんでもない違つた話じやありませんか。第一次接収の方は、地元はもう承諾するものでもない。これは占領から引続いたものであつて、ほんとうを言つと、あてにしていなかつたのでございます。しかもそれが何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされております。何のことやらわからないし、判をたいていいものやら、つかなくていいものやらわからずに、実は私の手元に参つていまして、実は私の手元に参つていまして、

○大石説明員 私ども、はがきでもつ

て御同意を得ない向きに對しまして、二十八年四月以降に入りまして、こういつたような契約更新の依頼書をまた重ねて出した、こういう次第でございます。

○淡谷委員 そういたしますと、この答への書類の中にあります第六です。が、継続して使用するためには、年度更新契約を形式上はなす必要があるが、手続が遅れることもあるので、このような場合には、慣例上事前に使用することについて承諾書を取りつける、こういうのがお答えでございます。これはどういふふうに解してよろしゅうございませうか。

○大石説明員 文書でもつて淡谷委員にお答えいたしました関根演習場の契約の問題は、私たいたいまお答え申し上げます。度ごと契約を更新するといふ事務手続をとらざるを得ない關係上、それ以前に、ですから一月ないし二月あたりはその同意を求めた次第であります。ところが種々の關係から、三月末までになお契約更新の手続が完了しないといふような向きが、實際あつたといふことを正直に申し上げた次第であります。

○淡谷委員 関根の演習地は、やはり大高根の演習地と同じように、あのようならばがきをもらつておるのでございませうか。

○大石説明員 そのように存じております。

○淡谷委員 そののはがきの回答がなかつたので、今お手元に差上げた、その書類が出された、そういう御解釈ですか。

○大石説明員 私ども、はがきでもつ

て御照会申し上げるとともに、それだけではとても手が尽せないもので、御承知のように、仙台調達局の青森出張所がございませう、その所長が地元に参加しまして、所有の代表者の方はむろんのことですが、そのほかに、公共団体の長の方等を通じて、何とか早く前から使つておる土地については御契約いただけるようにといふような、懇願といひますか、勸奨をいたしたといふ報告を受けております。

○淡谷委員 今のお答えでは、はつきり私はわからないのですが、はがきは出したといふのですか、出さないといふのですか。

○大石説明員 はがきは出しました。出しましたほかに、それでもつて御回答をいただいた向きについては問題がないのですが、御回答をいただいてない向きに對しまして、なお實際口頭でもつてお話し上げたといふことを御説明したわけでありませう。

○淡谷委員 この六の御回答の、承諾書をとつておられるといふのは、はがきをとつておられるといふ意味なんですか。

○大石説明員 さようでございませう。

○淡谷委員 それでは関根の問題は、そののはがきのことをなお一層調べまして、これは本案とは關係なしに、あとでまたお伺いしますから打ち切ります。

次にお尋ねしたいのでございませう。この間の御回答の中で、私一番不満に感じますのは、第一問のあとの方で、特に地元關係人の意思を知る手段として、村長ら少数有力者のみ依存して来た方針を將來もかえな

いふふうに私了解いたしますが、いかがでございませう。

○小瀧政府委員 できることなら、あらゆる人の意向を聞いた方が一番望ましいのであります。が、なか／＼そうしたことは、實際問題として取扱いにくいので、原則としてこれまでのような方法で、しかもまたこれまで以上に手を尽くして、現地の事情を調査するといふ意味でございまして、これまでの方針をかえる必要は認めないのであります。が、さらにそれに対して精査する方法も講じたといふ考え方でお答えをしたわけでありませう。

○淡谷委員 閣議決定を見ました演習地のうち、特に内灘、関根、これは二つ取上げられますが、この内灘も関根もともに紛擾を起しておるのでございませう。この原因について、この間私の第二問のお答えをいたしました。その原因は、米軍に対する恐怖心、風紀問題、補償問題、その他多数にわたつておるといふお答えでございませう。この多数にわたつておるといふお答えの中には、そうした今までの地元民の意思を十分知る方法が間違つておつた点、調査がずさんであつたという点、強制的であつたという点、こういう点もこの多数にわたつておる中に入つておると承してかまわなかつたかどうか、御答弁願います。

○小瀧政府委員 私どももいたしましては、最善を尽して現地の了解をとるつもりでありましたが、あるいは場合によつては、不なれであつて、十分でなかつた点もあるかと思ふことを遺憾に存じますが、今後はそういうことがないように、十分注意をいたしたいと考えております。

○小瀧政府委員 私どももいたしましては、最善を尽して現地の了解をとるつもりでありましたが、あるいは場合によつては、不なれであつて、十分でなかつた点もあるかと思ふことを遺憾に存じますが、今後はそういうことがないように、十分注意をいたしたいと考えております。

○淡谷委員 この間外務省の伊関局長の御答弁では、最近における内難の状況はなかくはつきりとはつかめないといつたようなお話もございましたので、実は私一昨日行つて参りました。昨日の日曜に権現森から鉄板道路までつぶさに視察して参りました。もう閣議決定を見た処置に対して、一方においてはアメリカの星条旗をなびかせながらたまたま撃つ、一方においては、これを受ける着弾地付近に日章旗を立てて、住民が小屋に立てこもつて、死んで土地を渡さぬというような、はっきりした対峙の形が出て来ております。村の女たちも、お婆さんたちも、あの駐留軍のおります、しかもばら練を巻いたさくを設けたその前に立つて、口々におれたちの地面をなぞつたと怒号しております。これはだてやみえでやれるものではございません。小さな学校の子供たちが、わざ／＼水を運んで、これをいたわつてゐるといつたような状態を見た場合に、決してこれは円満な折衝の方法じゃないと思ひます。一箇月以上にわたる強制使用、無理やりもぎとつたような、こういうやり方に対して、目下いろ／＼な手段を講じておるといつたような御回答でございますが、具体的に一体どういふ処置をつけるつもりか。あのまま地元民のあの反対を踏みにじつてしまつて、もしいやならたまたまの下になつて死ねといつたような、冷酷無情な態度を示されるかどうか、はつきりこの席上で御答弁を願ひたいと思ひます。

○小瀬政府委員 現地の事情につきましても、私どももできる限り調査をいたしまして、何とかそつた問題が解決できるように、場合によつては知事を通じてやつておりますし、また現地へ外務省の者を派遣して、話し合ひをつけるという方向へ、外務省としましては最善を尽しております。この問題を円満に解決するという考えには全然かわりはない次第であります。

○淡谷委員 最近具体的にどうなつておるか。あるいはまたあの使用状況に变化が起つておりますかどうか、御答弁願ひたい。

○小瀬政府委員 ただいまのところ具体的にどういふ解決策をとるかということができないのを遺憾に存じますが、すぐ伊関局長も参りますから、その具体的な点について、あるいは局長から説明できるかとも思ひます。

○淡谷委員 試射の変化等につきましても、局長がお見えになるまではお答え願ひたいのでしようか。

○小瀬政府委員 それはすぐ局長が参りますから、そのときに詳しいことをお話し上げることがよろしかろうと存じます。

○淡谷委員 それでは伊関局長がお見えになるまで質問を保留いたします。

○田口委員長 鈴木善幸君。

○鈴木善幸君 運輸委員会方面から、この法律案につきましても連合審査の申出があつたのでありますが、会期も切迫いたしましたので、私がかつてお尋ねをいたしましたと思ひます。それは東京湾におきまして、防潜網が昭和二十六年の一月に設置されましたから、東京湾を生活の根拠にいたしますところの多数の海上輸送業者が、この防潜網によりまして航路を遮断されております関係から、航行並

びに業務遂行の面に至大の困難と損害を受けておるのでありますが、この海上輸送業者の被害に對しまして、調達庁におきましては、補償等の措置をこの法案によつて行い得るという見解をおとりになつておりますかどうか。その点をお尋ねしたいと思います。

○根道政府委員 ただいま御質問の点につきましても、政府側といたしましても、これは特に考案せねばならぬ問題だと考へておりました。今後の政令の内容等にいかにかこれを具体化するかというご意見を、今関係方面と協議中でございます。またこの法案によつて将来解決できるといふお尋ねでございますが、私どもとしては、今申し上げましたように、この法案によつてしかるべく解決を見たいものといふふうに考へます。

○田口委員長 田中幾三郎君。

○田中(幾)委員 本法案は駐留軍の行為によつて損害を受けた国民に對して、実際の損害を補償してやろうといふ趣旨であることはもちろんでありまして、その意味におきまして、政府はこの損害の調査にあたりましては、きわめて厳重に、しかも親切にその損害の範囲を調査いたしまして、すみやかに補償をすることにしていただきたいと存するものであります。

○田中(幾)委員 そうしますと、独立して損害を受けたと主張する海上労働者は、別個に損害の補償の要求を政府にいたすこともあり得ますかどうか。

○鈴木善幸君 独立して漁業従業員のみが損失をこうむつたといふふうな場合には、そのものだけが補償の対象になることがあり得ると考へます。

○田中(幾)委員 次に伺ひたいのは、損害の算定の方法でございますが、本法には、通常生ずべき損害と書

いてあるのでありますが、伺ひますと、過去三年間における漁業の実績を調査いたしましたので、そうして、その平均の漁獲高もしくは収入高等を基準にして損害を算定するといふようなことを伺うのでありますが、通常生ずべき損害の算定方法については、そういう方法で損害を算定したものであります

○鈴木善幸君 駐留軍の用に供する土地等の損失の補償につきましては、昨年七月四日の閣議了解によりまして処置をいたしておるわけでございまして、本法の適用にあたりましては、損失の補償の要綱等は、現在作成中でございます。ただ漁業関係の補償につきましても、本法による補償におきましても、さき申し上げました昨年七月四日の閣議了解の損失査定基準を準用いたしまして処理することができるともあるかと存じております。

○田中(幾)委員 その基準要綱なるものを私まだ拝見いたしておりませんが、私ども、私の希望をいたしましては、通常生ずべき損害といふものは、おのづからそこに損害が決定されるべき原則と方法があるわけであります。裁判におきましても損害賠償の算定は一番むづかしい問題でありますので、この点につきましても、いづゆる通常生ずべき損害の算定の方法については、誤りなく正確に算定せられることを希望しておる次第であります。

それから次に損害算定の最後の決定権は、国家の機関としていづれにありましようか。手続の問題からいいますと、いづゆる事務的には最後の決裁であります。これはどこにあるのでありますか。

○鈴木善幸君 閣議了解によつては、賠償の算定方法は、通常生ずべき損害と書

いてあるのでありますが、伺ひますと、過去三年間における漁業の実績を調査いたしましたので、そうして、その平均の漁獲高もしくは収入高等を基準にして損害を算定するといふようなことを伺うのでありますが、通常生ずべき損害の算定方法については、そういう方法で損害を算定したものであります

○鈴木善幸君 駐留軍の用に供する土地等の損失の補償につきましては、昨年七月四日の閣議了解によりまして処置をいたしておるわけでございまして、本法の適用にあたりましては、損失の補償の要綱等は、現在作成中でございます。ただ漁業関係の補償につきましても、本法による補償におきましても、さき申し上げました昨年七月四日の閣議了解の損失査定基準を準用いたしまして処理することができるともあるかと存じております。

○田中(幾)委員 その基準要綱なるものを私まだ拝見いたしておりませんが、私ども、私の希望をいたしましては、通常生ずべき損害といふものは、おのづからそこに損害が決定されるべき原則と方法があるわけであります。裁判におきましても損害賠償の算定は一番むづかしい問題でありますので、この点につきましても、いづゆる通常生ずべき損害の算定の方法については、誤りなく正確に算定せられることを希望しておる次第であります。

それから次に損害算定の最後の決定権は、国家の機関としていづれにありましようか。手続の問題からいいますと、いづゆる事務的には最後の決裁であります。これはどこにあるのでありますか。

○鈴木善幸君 閣議了解によつては、賠償の算定方法は、通常生ずべき損害と書

いてあるのでありますが、伺ひますと、過去三年間における漁業の実績を調査いたしましたので、そうして、その平均の漁獲高もしくは収入高等を基準にして損害を算定するといふようなことを伺うのでありますが、通常生ずべき損害の算定方法については、そういう方法で損害を算定したものであります

○根道政府委員 これは調達庁長官に  
あります。

○田中(總)委員 先日來拜聴いたして  
おりますと、最後の決定権を持つて  
おります特別調達庁が、大蔵省の予  
算に制約をされて、それが額にも影響  
し、あるいは決定の時期にも非常に影  
響して思われるのであります。しか  
しながらこの損害の決定をもし  
不服として訴えた場合には、裁判所  
は大蔵省の予算に關係なく、その損害  
の決定をいたすのであります。特別調  
達庁が最後の決定権を持つております  
ならば、別に予算にそう制約されず  
に、眞の損害の補償をするのがこの法  
律の目的であり、損害賠償は損害  
という制約を受けずに、損害賠償は損害  
賠償として、ほんとうの国民の損害を  
決定すべきものであると考へるのであ  
りますが、これはいかに考へになり  
ますか。

○根道政府委員 われ／＼といたしま  
しては、できるだけほんとうの損害と  
いうものを発見するために、事務的に  
いろいろ努力するわけであり、も  
ちろん国を相手に訴訟が起ります。ま  
た、これは法務省が扱うわけでありま  
すが、実際上の担当はやはり調達庁  
がこれに当るといふことであり、  
○田中委員 たいま外務省伊関国  
際協力局長が出席になつております。  
淡谷(總)委員

○淡谷委員 伊関局長にお尋ねしたい  
のであります。青森県の根道演習地  
の接収につきまして、閣議決定に至る  
までの調査は、日米合同委員会一体  
どういう処置をせられたのか、承りた  
いと思ひます。

○伊関政府委員 主として農林省が陸  
上演習分科会の主任をやつております  
ので、農林省が調査いたしました。果  
当局とも連絡いたし、それから現地に  
も係官を何度か派遣したものでありま  
す。

○淡谷委員 実はこの間書面をもつて  
問い合わせましたその御回答を外務省か  
らいただいたお返事ですが、この御回答  
ではなお明瞭でない点があります。す  
で、この際演習地等の接収使用の手続  
をはつきり知つておきたいためにお答  
え願ひたいのであります。これで一番  
問題になりますのは、地元関係人の意  
思を知るといふ問題であります。これ  
は局長すでに御承知の通り、内閣にお  
きまして閣内地区におきましても、村  
長や知事あるいは地元有力者が承  
諾したという仮定のものと出発しまし  
た使用手続が、閣議決定を見たあとで  
たいへん混乱をきわめておるのでござ  
います。将来とも地元関係人の意思を  
知る手段として、村長ら少数有力者の  
みに依存して来た方針をかえないうも  
りであるかどうかという私の質問に対  
しまして、どうもかえないうもりのた  
うなお答へがあつたようであります。  
今も政務次官にお尋ねいたしました  
が、局長が見えられないではというの  
で、その点がどうもはつきりされな  
かつた。そこで直接に當つておられま  
す伊関局長は、今までの内閣、閣内  
方の事情にかんがみまして、地元関係  
人の意思を知る手段をもう少し具体的  
に規定しておかれるような御意思はな  
いかどうか、重ねて質問いたしたいの  
であります。

○伊関政府委員 法律の面から申しま  
すと、地元関係者の意見を徴しなければ  
ならぬという規定はございませ

が、従来われ／＼がやつております実  
際のやり方は、できるだけ地元の意向  
を聞いております。今までも地元の意  
向を聞いてやりました、問題が起りま  
したケースとしましては、ただいまお  
つしやいました内閣と閣内が唯一のも  
のなのでございます。それまでに六、  
七十件を片づけておりますが、全部県  
を通じて、町村長と話をいたしまして、  
すべて円満に片づいて来ております。  
なるべく広く関係者の意見を聞くとい  
うのがわれ／＼の方針でございます。ま  
た、現実には何千名もの関係者があ  
るといふ場合に、一人々々に當るとい  
うことは事実問題としてできないので  
あります。そういう際はやはり村当局、  
理事者等の意向を聞くということに時  
間的に、あるいは実際問題としてな  
るべくございませう。しかし方針とい  
つたしましてはできるだけ地元の意向を  
聞いて行きたい。こう考へております。

○淡谷委員 たいまの御回答でな  
お一層疑念を深めました。法律の上では  
必ずしも地元の意見を聞く必要がない  
という御答へでございましたが、これ  
は国有地あるいは民有地等、一切の所  
有関係は抜きにしてそのようにお答へ  
になるのかどうか。もう一度お尋ね  
いたします。

○伊関政府委員 国有地につきま  
しても、民有地につきましても、法律上  
は聞かなければならぬという規定はご  
ざいませぬ。

○淡谷委員 この演習地や国有地を使  
用する法律というのには行政協定と心得  
てよろしいのですか。ちよつとお尋ね  
いたします。私理解いたしますところ  
では、民有地にせよあるいは国有地に  
せよ、地元関係人の意見を徴すること

が法律上明記されておりますので、い  
ささか局長とは違つておりますので、  
その点を強調したいのであります。

○伊関政府委員 私が申し上げました  
のは、閣議決定をするとか、あるいは  
提供の方針をきめますに先だつて、全  
地元の意見を必ず聞かなければならぬ  
規定はないということをお申し上げたの  
であります。突如に契約をいたしま  
す際には、これは当然関係の者と話を  
するわけでありませぬ。ただこれが先  
であるかあとであるかというふうな点に  
なりませぬと、法律上政府が意思決定を  
する前に聞かなければならぬという規  
定はない。しかし現実には聞いてお  
るという点を申し上げたのであります。

○淡谷委員 その一点が非常に重要な  
のでございますが、閣議決定は、でき  
るだけ紛擾を少くし、同時にまた事後  
の円満なる事務手続が遂行されるよう  
な方向に進むことはもちろんござい  
ませぬ。局長の気持の中に、こういう  
ことは法律にないのだから、次第によ  
つては強制使用による立ちのきをしい  
てもよろしいという気持の一点がある  
ならば、将来もうまく行かないと思  
ひます。これに対して局長のはつきりし  
たお心構えを聞いておきたい。そこが  
私は一番大事なことになつておると思  
ひます。

○伊関政府委員 先ほどから申し上げ  
ておりますように、できるだけ広くそ  
ういふ関係者の意見は聞いて参りまし  
たし、今後も聞くつもりであります。  
○淡谷委員 その関係者の意思を聞く  
というふうな場合、従来の方法でよろ  
しいと思つておられますか、ある  
いは新しい方法をお考へになつてお  
るならば、将来はこうした方が紛擾がな  
くなるのじやないかといつたような、  
具体的な考へがあつたら承りたい。

○伊関政府委員 従来のやり方で問題  
が起りましたのは、内閣のケースは  
や違つたケースでございますが、閣内  
が初めてであります。閣議決定をする  
に際して、われ／＼は地元が了解して  
おると思つたにかかわらず、地元は了  
解しておらぬというの、初めてでござ  
います。ですから今後このケースに  
かんがみまして、やり方をかえなけれ  
ばならぬというふうなこともあるかと思  
ひますが、今後、われ／＼は了解して  
おる、こう思つてやり、他元は了解  
してない、こう申しております。この  
ケースを深く調べてみたいと思ひま  
す。

○淡谷委員 たいま外務省の政務  
次官にお尋ねし、また同時に局長の方  
にもお尋ねしておるのであります。ま  
た、昨日の座談会の席上でも、局長ある  
いは和栗入植課長もはつきり言つてお  
られます通り、この文書になりました  
陳情書自体が、一面からは賛成と見ら  
れ、一面からは反対と見られるとい  
ふふうな矛盾した結果を呈してござ  
います。いわんや協議会の席上でも、世間  
にない農漁民たちが言つておる言葉  
が、さまざま誤解を生ずるの、あ  
りませぬ話なのであります。もしもそ  
の関係者の意思を知ると、そうした  
あなた方の主観にたよるような協議会  
の他の話合だけで御決定になるなら  
ば、私は将来ともこの演習地の紛擾  
が絶えないと思ひます。今本委員会  
で審議されております等の法案につ  
きまして、これが実際の施行上、まこと  
に重大な障害になると思ひます。もし  
も関係人の意思を、知事あるいは市町

が法律上明記されておりますので、い  
ささか局長とは違つておりますので、  
その点を強調したいのであります。

○伊関政府委員 私が申し上げました  
のは、閣議決定をするとか、あるいは  
提供の方針をきめますに先だつて、全  
地元の意見を必ず聞かなければならぬ  
規定はないということをお申し上げたの  
であります。突如に契約をいたしま  
す際には、これは当然関係の者と話を  
するわけでありませぬ。ただこれが先  
であるかあとであるかというふうな点に  
なりませぬと、法律上政府が意思決定を  
する前に聞かなければならぬという規  
定はない。しかし現実には聞いてお  
るという点を申し上げたのであります。

○淡谷委員 その一点が非常に重要な  
のでございますが、閣議決定は、でき  
るだけ紛擾を少くし、同時にまた事後  
の円満なる事務手続が遂行されるよう  
な方向に進むことはもちろんござい  
ませぬ。局長の気持の中に、こういう  
ことは法律にないのだから、次第によ  
つては強制使用による立ちのきをしい  
てもよろしいという気持の一点がある  
ならば、将来もうまく行かないと思  
ひます。これに対して局長のはつきりし  
たお心構えを聞いておきたい。そこが  
私は一番大事なことになつておると思  
ひます。

○伊関政府委員 先ほどから申し上げ  
ておりますように、できるだけ広くそ  
ういふ関係者の意見は聞いて参りまし  
たし、今後も聞くつもりであります。  
○淡谷委員 その関係者の意思を聞く  
というふうな場合、従来の方法でよろ  
しいと思つておられますか、ある  
いは新しい方法をお考へになつてお  
るならば、将来はこうした方が紛擾がな  
くなるのじやないかといつたような、  
具体的な考へがあつたら承りたい。

○伊関政府委員 従来のやり方で問題  
が起りましたのは、内閣のケースは  
や違つたケースでございますが、閣内  
が初めてであります。閣議決定をする  
に際して、われ／＼は地元が了解して  
おると思つたにかかわらず、地元は了  
解しておらぬというの、初めてでござ  
います。ですから今後このケースに  
かんがみまして、やり方をかえなけれ  
ばならぬというふうなこともあるかと思  
ひますが、今後、われ／＼は了解して  
おる、こう思つてやり、他元は了解  
してない、こう申しております。この  
ケースを深く調べてみたいと思ひま  
す。

○淡谷委員 たいま外務省の政務  
次官にお尋ねし、また同時に局長の方  
にもお尋ねしておるのであります。ま  
た、昨日の座談会の席上でも、局長ある  
いは和栗入植課長もはつきり言つてお  
られます通り、この文書になりました  
陳情書自体が、一面からは賛成と見ら  
れ、一面からは反対と見られるとい  
ふふうな矛盾した結果を呈してござ  
います。いわんや協議会の席上でも、世間  
にない農漁民たちが言つておる言葉  
が、さまざま誤解を生ずるの、あ  
りませぬ話なのであります。もしもそ  
の関係者の意思を知ると、そうした  
あなた方の主観にたよるような協議会  
の他の話合だけで御決定になるなら  
ば、私は将来ともこの演習地の紛擾  
が絶えないと思ひます。今本委員会  
で審議されております等の法案につ  
きまして、これが実際の施行上、まこと  
に重大な障害になると思ひます。もし  
も関係人の意思を、知事あるいは市町

が法律上明記されておりますので、い  
ささか局長とは違つておりますので、  
その点を強調したいのであります。

○伊関政府委員 私が申し上げました  
のは、閣議決定をするとか、あるいは  
提供の方針をきめますに先だつて、全  
地元の意見を必ず聞かなければならぬ  
規定はないということをお申し上げたの  
であります。突如に契約をいたしま  
す際には、これは当然関係の者と話を  
するわけでありませぬ。ただこれが先  
であるかあとであるかというふうな点に  
なりませぬと、法律上政府が意思決定を  
する前に聞かなければならぬという規  
定はない。しかし現実には聞いてお  
るという点を申し上げたのであります。

○淡谷委員 その一点が非常に重要な  
のでございますが、閣議決定は、でき  
るだけ紛擾を少くし、同時にまた事後  
の円満なる事務手続が遂行されるよう  
な方向に進むことはもちろんござい  
ませぬ。局長の気持の中に、こういう  
ことは法律にないのだから、次第によ  
つては強制使用による立ちのきをしい  
てもよろしいという気持の一点がある  
ならば、将来もうまく行かないと思  
ひます。これに対して局長のはつきりし  
たお心構えを聞いておきたい。そこが  
私は一番大事なことになつておると思  
ひます。

○伊関政府委員 先ほどから申し上げ  
ておりますように、できるだけ広くそ  
ういふ関係者の意見は聞いて参りまし  
たし、今後も聞くつもりであります。  
○淡谷委員 その関係者の意思を聞く  
というふうな場合、従来の方法でよろ  
しいと思つておられますか、ある  
いは新しい方法をお考へになつてお  
るならば、将来はこうした方が紛擾がな  
くなるのじやないかといつたような、  
具体的な考へがあつたら承りたい。

○伊関政府委員 従来のやり方で問題  
が起りましたのは、内閣のケースは  
や違つたケースでございますが、閣内  
が初めてであります。閣議決定をする  
に際して、われ／＼は地元が了解して  
おると思つたにかかわらず、地元は了  
解しておらぬというの、初めてでござ  
います。ですから今後このケースに  
かんがみまして、やり方をかえなけれ  
ばならぬというふうなこともあるかと思  
ひますが、今後、われ／＼は了解して  
おる、こう思つてやり、他元は了解  
してない、こう申しております。この  
ケースを深く調べてみたいと思ひま  
す。

○淡谷委員 たいま外務省の政務  
次官にお尋ねし、また同時に局長の方  
にもお尋ねしておるのであります。ま  
た、昨日の座談会の席上でも、局長ある  
いは和栗入植課長もはつきり言つてお  
られます通り、この文書になりました  
陳情書自体が、一面からは賛成と見ら  
れ、一面からは反対と見られるとい  
ふふうな矛盾した結果を呈してござ  
います。いわんや協議会の席上でも、世間  
にない農漁民たちが言つておる言葉  
が、さまざま誤解を生ずるの、あ  
りませぬ話なのであります。もしもそ  
の関係者の意思を知ると、そうした  
あなた方の主観にたよるような協議会  
の他の話合だけで御決定になるなら  
ば、私は将来ともこの演習地の紛擾  
が絶えないと思ひます。今本委員会  
で審議されております等の法案につ  
きまして、これが実際の施行上、まこと  
に重大な障害になると思ひます。もし  
も関係人の意思を、知事あるいは市町

が法律上明記されておりますので、い  
ささか局長とは違つておりますので、  
その点を強調したいのであります。

村長の言葉や文書によつて知るといふなら、こうした知事や市町村長と地元関係者との間の、この承諾並びに同意の形式を何とか文書的に整理するお考えがありますかどうか、お伺いしたいのであります。

○伊関政府委員 具体的に今後どうするかという点は、まだこの際申し上げるほどの成案はございません。

○淡谷委員 しかしこの後の成案がどう出ようと、局長の気持としましては、閣議決定後にこのような紛擾をかもし出さないように、できるだけ閣議決定前に、地元関係人の意思を十分に知るといふ一つの熱情と愛情をお持ちでございますようか、お聞きしたいのであります。

○伊関政府委員 その通りでございます。

○淡谷委員 それならば、私お尋ねしたいのでございますが、この間も私質問いたしまして、局長の明快な御答弁を得られなかつたのでございます。あの無理押しをいたしました、たまを撃ち込んだ内灘の試射場の現状がどういふふうな状態になつておりますか、お調べになつた点がございましたら、この点についてお伺いしたい。

○伊関政府委員 国警並びに東側から情報はとつておりますが、最近特に特異な情勢があるというふうな報告は受けておりません。依然としてすわり込みがあるというところは承知しております。

○淡谷委員 これに対して局長がどのような善後措置をとられるか、あるいは最近とられようとするに於いての変化などがございましたら、お伺いしたいのであります。

○伊関政府委員 なるべく早く円満に解決したいと思ひまして、苦慮いたしております。いろいろ方法も考へておりますけれども、この際で申し上げるということは、政府が今から具体的にどうしようということをお伺いしますと、すぐ地元の新聞にも出ますし、一部の最後まで反対しようとする勢力も動いておられますので、私はこれは申し上げかねるんじやないか、こう考えます。

○淡谷委員 再三、そういうふうな御答弁はいたしておりますが、具体的に、試射の方法について重大な変化が起るかどうかも、ちよつとお伺いしたいのであります。

○伊関政府委員 今のところは権現の森の手前まで撃つておりますが、いづれあの森を越えて撃たなければならぬのであります。ただその時期がいつかと申しますと、それはまだ切迫いたしておりません。これはたまたまの種類によるわけでありまして、たまたまのことで来る、ぐあいによるわけでありまして、近い将来当然あれを越えて撃ちたいと思つておりますが、その前には、かなり余裕をもつて米軍から通告して来ることになつております。

○淡谷委員 海面等の使用はどうなつておりますか。

○伊関政府委員 ただいまのところ、海の方へ撃ち込む計画はございませぬ。但し相当射程の長いものができて来ると、撃たなければならぬ。そうして今のように権現の森ですわり込みが行われると仮定いたしましたならば、海面八百ヤードをとつておりますから、ある場合、やむを得ずその一部の海面を使う。射程の長いものを撃ちま

す場合には、権現の森が弾道下に入らぬように、斜めに撃つということも技術的には行われるかもしませんが、まだ具体的にそまで参つておりません。

○淡谷委員 それから最近地元の警察から地区の漁民に対して、船を出してはいけないという通達が出ているが、あれは外務省の関知しない通達でございますか。

○伊関政府委員 私はその通達は存じておりませんが、初めからあの海面七百ヤード、八百ヤードの幅は漁業の操業を制限しております。

○淡谷委員 内灘の試射場並びに他の演習場でも実弾は撃ち込んでおります。演習場や基地があつた通り強制使用の形でとられたので、すでに日蓮宗の和尚さんが着弾まで入つていられるという事実も最近わかつております。非常に危険をはらんでおりますが、特に地元の警察が船を出してはいけないと言つているために、ことにあそこは国有地の關係を持つておりますために、漁民諸君が一箇月以上もこんな不安な状態にある。これで一体何で、暮して行きますか。考へている、考へていると言いながら、しかも国会の意思との關係もなしに、社会的な輿論も顧みず、政府だけでその問題を処置したい、その方向がきまらなければどうにもならぬ、こういう独断的な処置によつて、こうした現実の漁民たちの生活苦を何とか処置しないという態度は、怠慢だと思つております。特に実弾を撃つている場合、外務省もよく知らないよ

うな形で警告が送られていた。警告はよろしいけれども、万が一にもたまたまぶち込まれて、あそこの民有地に

すわり込んでいる人たちが生命の危険を感ずるような事態が引起つたならば、局長はどのような責任をとられるか、はつきり御答弁を願いたい。

○伊関政府委員 この海面における漁業は制限しているわけでございますから、私の方は、船が立入つておらぬと考へております。もしこの制限にもかかわらず、入れれば、警察としてはそれに入るなという指令をするのは当然だろうと考へます。入らぬのが建前であり、取締りをしておるわけでありまして、一々われ／＼の方に通報がなかつた、

次の補償の問題につきましては、今漁業ができないで困つていられるかどうかという御質問でございます。これにつきましても補償いたします。それから民有地に現在すわり込んでおります。ですからこれを避けて撃つておるわけでありまして、民有地にたまの落ちるようなことはありません。

○淡谷委員 いろいろ御答弁を願ひましたが、私としてはどうも満足する御答弁はございません。このようないは基地の使用等に関する外務省の方針は、もう少し国民の立場に立つて、愛情を持つた、日本を土台にした觀念に立つていただきたいと思ひます。特に外務省が閣議決定まで持つて行つた

事案につきましても、特別調達庁が事務的処理に苦しむような事態を発生しないように、外務省として十分責任をとつてもらいたいと思ひます。起りました閣根の問題あるいは内灘の問題に對しては、いたずらに国民を敵視することのないように、具体的に善後

措置をとつていただけるよう私は希望いたします。今度補償法が出るのであります。今度の補償法がいかに出ましても、外務省が今までの独断的な一方的なやり方をもつて、国民を敵視して演習地の扱いをするならば、私は将来紛擾は決して絶えないと思ふ。一部外部の扇動とか、そんないやみを言われぬでも、この際一致して日本の将来を考へる上から、外務省の今までの態度をさつそく直していただきたい。

その現われといたしまして、紛擾の起つております内灘あるいは閣根の現地で、使用接収の任に当られた外務省が、責任をもつて何らかの処置を講ずべく、出かけて行かれる御熱意があるかないか最後にお伺いいたします。

○伊関政府委員 内灘にしても、閣根にしても、必要があれば、いつでも出かけて参ります。それからいただいた外務省が独断でやつておるといふお話がございましたが、決してそうではございません。閣根各省に十分連絡をとり

ました上でやつております。

○淡谷委員 そういう考へたと私もうべん言いたくなつて来るのでござい

ますが、外務省と閣根官庁と申しますのが、現実に生活の利益を脅かされ、生命の危険を感じているのは閣根地元民なんでありまして。毎日魚をとり、くわを手にしてはいる農民が一番の關係者な



りまして、法律案は衆議院において可決されながらその制定を見る事ができなかつた次第であります。かかる事情によりまして、同一内容の法律案が再び提出された次第であります。この間におきまして種々検討いたし、慎重審議いたしました結果、次の諸点について修正したいと存する次第であります。

第一点は、主として水産関係の規定でありまして、原案の第一項第一中、第一号の「防潜網その他の水中工作物の設置又は維持」とありました次に、さらに政令で定める行為について幾分具体的に規定したいと存する次第であります。すなわち「水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚濁、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」というように追加規定いたしました次第であります。

次に第二点は、主として農林関係の規定であります。この規定についても前の修正と同様の趣旨におきまして、原案の第一項第一中第二号の規定に、さらに次の通り追加規定したいと存する次第であります。すなわち「防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」と具体的にいたしました次第であります。この点に關しましては、農林委員会からも特に要望のあつたことは御承知の通りであります。最後に第三点は附則の改正でありまして、「この法律は、公布の日から施

行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。」「附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。」「前項の損失に關して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内私とみなす。」「明確に規定したいと存する次第であります。このことは国民の独立意欲からいたしましても、完全補償することは当然と考えられるからであります。なお、国家財政の上からも、食糧増産の面からも、これが被害の軽減措置を講じ、原状回復をはかることは適切なことと考えられるので、この点についても明記すべきであらうとも考えられました。が、原案による事業の経営上の損失の解釈と、原案の解釈によつてその運営が可能であるという結論を得ましたので、この点に關する修正はいたさなかつた次第であります。

以上簡單であります。趣旨弁明を終ります。

○田口委員長 ただいまの修正案について御質疑があればこれを許します。——他に御質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

ただいまより原案並びに修正案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。小高嘉郎君。

○小高委員 私はただいま上程されております日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失補償に關する法律に對する修正案がただいま

中村庸一郎君から提出されましたが、その修正案に對して賛成の意見を陳陳せんとするものでございます。私も自由党鳩山派は、この法案につきましても慎重審議を重ねて参つたのでございまして、ただいまの修正案の点が解決いたしますならば、この法律をすみやかに制定いたしまして、悩んでおられるところの漁民のために、一日も早くこれが解決に当らなければならぬと考へておるものでございます。しかしながら今までの政府の各省間の連絡等のことを考へますとき、一言意見を申し上げなければならぬのでございまして、それは各省間の連絡をよりよく緊密にしていたなければならぬことと、せつかくこの法律ができてございまして、今までは一件にいたしました、書類は最も少い面、二十四枚、あるいは多いときには百枚近くも一件に對して書類を要するというようなことでもありまして、一件というより一人に對するといふような事柄もございまして、従つて九十九里浜等におきましては、補償金を得ますために、トラック二台も、三台も書類を運ばなければならぬといふ、実に噴飯にたえざるような事務の煩雑があつたのでありまして、これは絶対に訂正してもらわなくちゃいかぬといふことを先般も強く要望いたしましたところ、特別調達庁の不動産部長から、これに對して、でき得る限り事務の簡素化をはかるために目下考究中とございまして、この答弁がございましたので、一応は了承いたしておりましたが、さらにこの点は繰返して強く意見として申し上げますが、どうかせつかくこの法律によるとこ

ろのあたたかき補償金が、結果から見ると手数がかり過ぎるために、ありがた味が大いに減るといふことのないように、この際強く意見を提出しておきたいと思つております。

なお、これにつきまして、削減払いを行うとか、あるいは補償を停止するやうなことの絶対ないやうなことを、これまた強く意見として開陳しておきたいのでございまして、そういう角度から本法を成立せしむるにあたりまして、かような附帯決議を提出いたすものでございまして、委員長において適當におとりはからいを願ひたいのでございまして。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の施行に際しては、特に次の措置を講ずべきである。

一、損失補償の申請について、これが手続の簡素化を図ること。

二、各省間の緊密なる連絡の下に、これが損失の適確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、且つ、補償金については予算上の制約等によりいやくも削減払い、補償繰延べ若しくは補償停止等をせざることを。

右決議案を附帯決議として上程いたしますが、委員長において適當におとりはからい願ひたいことを希望いたしますので、本法案に對するわが党の賛成意見を終ります。

○田口委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田口委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田口委員長 起立総員。よつて本案は満場一致をもつて修正議決いたしました。

次に小高嘉郎君提出の附帯決議について採決いたします。これに賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田口委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

なお本案に對する委員会報告書の作成につきましては、先例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田口委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

○田口委員長 ただいまより漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。松田鐵藏君。

○松田鐵藏委員 まず、私がこの損害補償法の改正に對して水産庁に承りたことは、満期保険の年数はどういふ制度をもつて行かうか、この点であります。

○立川説明員 満期保険の年限は、大体三つの種類にわけて実施をいたしたいと考へておられて、三年、六年、九年、こう考へておられます。

○松田鐵藏委員 これに對する財源の

見通しはどのようになつておりますか。

○立川説明員 これは積立保険料を各保険契約者が支払いますので、その保険料を保険組合が積立て、さらにその保険組合は支払いのために国に再保険をいたしますから、再保険特別会計に再保険料が積立てられるわけであり、そうして三年あるいは六年、九年の期間がたちまして支払いに達しますと、保険組合がまず払い、それに對しまして再保険特別会計は再保険金を組合に払つて行く、かような仕組みになるわけでありませう。

○松田(鐵)委員 非常にまどろっこしい話であります、まず積立保険料を積む、それは三年、六年、九年という規定によつてそれを積み上げる、積み上げて満期になつて金がたまつてから船をつくるというように、法律の表面はなつておりますが、かかることでは漁民は満足することはできないだらうと思つて、この問題は、第六回国会から論議されておる。機械の簡素化、代船建造ということがこの法律によつて実を結ぶところまで進んだのであります。ところがたゞいまの当局の御意見のように、再保険特別会計によつてそれが終結した後において貸出しをするのだというのであれば、何も貸出しをする必要はない。そればかりで、行かなければならぬ。ただ利子補給の問題だけである。かようなまどろっこしいこと、現在の漁民は満足するかどうかということをよく考へて行かなければならぬ。前の塩見水産庁長官の当時はそういう構想でなかつた。積立金による額は、水産庁から出された資料によりますと、三年目に

は十二億四千八百万円になる。六年目には四十七億五千二百百万円になる。九年目には五十億八千八百万円になる。こういうことになつておる。こうした確固たる資料が現われておる以上は、これに對して、先に貸して、事前払いにして漁民に建造資金を与えるという方法をお考へになつておるかどうか。これが目的であつたと思つておるが、この点ひとつ御答弁を願ひたい。

○立川説明員 漁船損害補償法の運用として、たゞいま御質問のようないふことを実行するわけには参らぬと思つておる。保険法の目的は、おのづと別にあるわけでありませう。そこで今御指摘のやうな、積立保険料が国の再保険会計にだん／＼蓄積されて行くわけでありませうから、それを何らかの運用をして、御趣旨のやうな目的を達するということ、考へてみなければならぬ重要な問題だと存じておりますが、なお研究中でございます。

○松田(鐵)委員 その点が研究中ではいけないので、その気持によつて、精神によつて、はつきりと意思表示をすることによつてこの法律の価値が表われるのであります。大蔵省じやないから、ここで考へるは言明できないことを了としたしませう。

○伊藤説明員 昭和二十五年から二十七年までの三年間の平均におきまして、木船の建造トン数は四万五千トンであります。鋼船は一万トンでございますが、その単価をそれ／＼トン当り

二十万円、三十万円と想定いたしますと、百二十億円の金が漁船建造のために注ぎ込まれたことになりませう。

○松田(鐵)委員 そういたしますと、三年間の平均の百二十億円という額は、私の予想にまつたか反した大きな額であります。私は一年にわずかに五十億程度でなかつたか、かように考へておつたものであります。数字から現われた一年間の百二十億ということ、結局漁業の金融そのものにしわが寄つて来ているという実態の姿になつておる。しかしこの中でも開発銀行だとか、または組合の自営船とかいうことで特種の中から出ておるものも、それは多少はあるだらうと思つておる。ともかくにも百億内外の金が漁民の自己資金によつてまかなわれておる。こうした額が現われておる以上、水産庁から出されておる先ほどの満期保険に加入するとして、この先ほど申し上げた数字はあまりにも僅少過ぎる額ではないかと思つておる。しかも、それからこの一年に百二十億も出されておる金額が、これは日本の漁民の経済として一番重大なものである。よつて政府は満期保険の制度を確立せんとして、今国会に提出した。さてここにおいて、ただいまの統計と水産庁の出されておるこの保険に入るか入らぬかという数字を見たときにおいて、あまりにも比較にならない。どうしてこゝういふ差が出るかといふことになつておる。これが、財政資金から出そうとするときに、あまり大きな数字を出すとおしかりをこゝむるというやうな意識があつて、消極的な御意見からこゝういふものを出されたらと見ておる。これは、ここは大胆に率直に、水産当局は

漁民の今日の経済を見るならば、もつともつと的確な数字を出して、政府に要望しなければならぬ問題が起きて来るものと私は考へておるのであります。しかしたゞいま部長から言われておる積立保険料によつてまかなつて行くという御意見は、これもまたあまりにも消極的な意見であつて、それでこの満期保険が漁民に喜ばれる保険だと思つておるかどうか、この点はもう少し御研究を願ひたいのであります。かかる消極的な御意見であつたならば、漁民の要望し、渴望して一日もやまなかつたこの改正案に對して、漁民はうんざりしてしまふだらうと思つておる。もつと／＼積極的に日本の水産の立場を御理解願ひたいと存するのであります。よつてさきに成立された中小漁業融資保証法、この中小漁業融資保証法は漁業の前置資金やつなぎ資金、それらに對して大体において七〇%を見込んでおる。設備資金に對して三〇%を見込んでおる。わずかに三〇%、よつてこれを財源とするわけにも参りませんでしよう。ところがこの基金協会の制度というものは世界に画期的な法律として、われ／＼は喜んでこれに賛意を表した法律である、これらを十分に活用する意思はあるかないか、この点を承りたい。

○立川説明員 漁業の建造資金の需要は非常に大きいので、あらゆる方法を講じてそれに対応しなければならぬのであります。そこでたゞいまの信用基金の保証によつてもちろん不十分ではあります、漁船の建造資金の一部は当然まかなつて行かなければならぬといふやうに考へておる。私はも

つと親切なものが出来るものと考へておる。大體基金協会のこの法律の性格からいつて、これを幾分そこに加味することが出来るが、これを活用するといふ議論はちよつとわれ／＼には納得のいかない点であります。これは先ほどまで私が申し上げたやうな基金協会の金というものは全面的に活用のできない金である。これを一つのえきとし、これを材料とすることに對しては私は賛成であるけれども、これをもちつて建造資金の基本的なものにしようなどといふことは、これはでき得ないものである。よつてこれは一つの材料にならなければならぬのだ。さてそんならば水産庁から出されておる――繰返し申上げますが、こうした資料によつて満期保険に加入するものが出たならば、この船の建造意欲を増して、日本の水産経済の確立をなす場合において、財政資金の援助を求めなければならぬことだらうと思つておる。財政資金とは農林漁業特種でありませう。さてその農林漁業特種に對しては、いろいろ議論はあるだらうが、もはや二十八年度の予算の農林省としては割り振りができておることだらうと思つておる。今これをただちに特種を建造資金に持つて来るということはでき得ないことであらう、幾分はでき得るだらうけれども、できないことだらうと思つておる。よつて、これに對しては、われ／＼に御限られたことだらうと思つておる。しかしいかにしても漁業協同組合の自営の船といふものは、そのやうあるべきではない。しかし資本漁業の大会社は開発銀行といふ金融の道が開かれておる。ひとり、二十トンなり、五十トンなり、百トンなりの船をつくらんとするもの



は、漁業協同組合の自己船とするわけには参りません。それを転貸とする方法もあるだろうけれども、これらの中小の漁業者の金融の道というものはとざされておるのが今日の実態であります。つまり零細漁民は漁業協同組合によつて、農林中金によつてこれをまかなうことができるけれども、中小漁業者はその制度がない。よつて水産庁はこの法律によつてこの中小漁業者の建造船に対して恩典を与える政策を立案したものであると存するが、その金融の道はとざされておるのが現状の姿であります。さてここにおいて、私は一昨日、前の農林事務次官である山添総裁と会つて懇談をしたのであります。そのときは非常におもしろい話をされておるのです。何もそう固くなくつて、中小漁業者が特融から借りられないという制度はないんだ、基本方針がそこに農林当局において立てられれば、それでけっこうじゃないか、こういう話をされておるのであるが、これに對して経済局はどのようにお考えになりますか。

○山路説明員 御説明申し上げます。ただいま松田委員の申されました通り、漁船の建造資金につきましては、組合の自営いたしますものにつきましては、昨年度から農林漁業資金融通特別会計、これは今年度からは農林漁業金融公庫が行つております。それからまた捕鯨船のような大きなものにつきましては、御承知の通り開発銀行が行つております。その他の中小漁業の漁船につきましては、これも制度といったしましては、開発銀行の中小事業資金という道が開けておつたのでございませうが、これの貸出しの実績と申しますものは、これはまことに微々たるもの

でございます。しかもこの微々たる開の道と申しますものが、最近中小企業金融公庫というものができて参ります。開銀の中小事業部というものはなかなかに道がふさがるという問題があるわけでございます。この点につきましては、私もいろいろ水産庁とも御協議申し上げておるのであります。農林漁業金融公庫というものは発足の当初、まだ発足したばかりでございます。特別会計時代から通算いたしますと、まだ三年目です、その資金もなかく、私どもの思うようによけいに入つて参りません。そのためにできるだけ貸出しの業種等も、まず最も需要の高いと申しますか、政策的に最も取り上げて来ておつたのでございませうが、今の中小漁業の漁船と申しますやないか、近い将来に、この農林漁業金融公庫の性格と申しますか、要すれば公庫法の一部改正を伴ひまして、そういう中小漁業の、協同組合以外の漁船というものにも貸すような道を開くべきじゃないかという、こういう方向は私も現在十分検討いたしております。この必要な資金がどのくらいになるか、こういう点を十分水産庁とも御協議申し上げまして、できるだけ近い将来にそういう方向を打出したい、かように考へておる次第であります。

○松田(議)委員 まつたく当を得た御答弁で満足するのであります。しかしこの法律が制定されたならば、この法律によつて漁民は、日照りに一日も早く雨を待つというのが漁民の考え方だちやと思うのであります。従つてただいまの御意見から行けば、近い将来といわれれば、今日とすれば、公庫法の十八条を改正することによつてただちにその資金というものが、あの公庫の財政資金のうちから振り当て得るものではないかと考へております。それは先ほど申しましたように、本年のわくが決定しておるがゆゑでありませう。これはわれ／＼は要望するが、でき得ないことではないかと思つております。しかしそこに対して、この法律から行きますと、個人々々の漁船建造というものも、国が利子補給を与えておるがゆゑに、これらに對して中金の資金は今だぶつておる、このだぶつておる資金を九州、和歌山の災害が勃発して非常な災害になつておるが、財政資金はもはや底をついておる現在のときに見込みのあるものは、あの中金の自己資金以外はない。これを獲得する方法をお考へになつておるかどうか、使い得るかどうか、この点を経済局として御答弁を願ひたいと思ひます。

○山路説明員 農林中央金庫の資金が本年は従来になく余裕があると申しますか、潤沢であるというところは今御説の通りでございます。ただ農林中央金庫の金と申します、その金の大部分は短期の預金によつて集まつております。金でございますから、これを今すぐきわめて長期の資金にまわせるかどうか、こういう点には、多少農林中央金庫の資金の余裕と申しますものが、はたして来年も再来年も続くかどうか、こういう点の見通しとも関連いたしますので、今必ずしも長期資金にこれをすぐまわすべきであるというような結論は、なか／＼むずかしいのでございます。それから今のところ農林中央金庫に多少余裕があるというのを申し上げましたが、先ほど、先般の凍害、それからそれに引續いて起きました第二号台風による被害、それからまた最近の北九州の大被害、さらには和歌山等にも起つておりますが、こういう災害に伴ひまして、たとえば営農資金でございますか、またさらには漁業者の営漁資金と申しますか、そういうたような災害復旧に必要な緊急の金、そういうものを、国といたしまして利子補給あるを引出すというふうな、いろいろな方策が現在とられてつあるわけでございませう。こういうたようなもの資金需要というものを考へますと、まずわかつておられます、凍害で約二十億、これは法律に二十億となつております。さらには第二号台風におきまして、これはまだ政府として決定いたしたわけではございませんが、一応私どもは四、五十億円の金が、一応私どもは四、五十億円の金を考へております。さらには、北九州の問題になつて参りますと、おそろくさらにそれ以上の金があるであろう、こういうたように、百億以上の金がおそろくこの災害の復旧に伴ひまして、農林中央金庫その他から出さざるを得なくなるわけでございます。こうなつて参りますと、農林中央金庫の資金繰りの余裕というものがいつまで続きますか、この点につきましては十分検討いたしたいと思ひますが、今のところ私どもは手放しに、いつまでも農林中金の資金繰りが楽な状況が続くものとまでまだ考へられないのじゃないかというよ

うに考へております。○松田(議)委員 経済局は勉強が足りません。まず中金の自己資金がどういふ状態によつて営業のよろしきを得たかという点を御研究が足りなき。これは経済局としての大きな責任であります。この責任上も少し御勉強されたい方がいいと思ひます。それは今までの特別会計であり、今公庫になつたのであるが、この公庫から出ておる長期の資金は、ほとんど中金の旧債の回収に充てられたのであります。それだけ農民、漁民の経済があの特別会計によつて非常に潤されたというようにわれわれは考へておる。さて本年は二百三十億でありませうが、昨年二百億、本年は二百三十億で、本年入つて来る金は約十億と見ておられるでしょう。こうしたことによつて、中金の自己資金が非常にふえておるという原因はそこにあるということ、あなたは御存じであるのだけれども、それをこの委員会で発表することを遠慮されたのであります。私は考へておる。まず来年の四月までには、中金が今災害に出すという金を出さなかつたという場合には、三百億近い金在中金の自己資金になるであろうとわれ／＼は観測しておつたほどでありませう、今あなたがここで開きになつておるよう、一年間の平均として百二十億出しておる漁民の建造資金が、すべての水産業に對するしお寄せとなつて苦しんでおるのが漁民の実態であります。生産なくして日本の経済の確立はでき得ない。よつて農林省としては、漁船損害補償法の一部改正法律案、すなわち満期保険の制度を確立せんとして提出されたと思ひ、いろいろ議論はありませうが、生

産を高めて行くことによつて初めて経済の確立が得る。こうした点から言つたならば、特別会計の財政資金を、公庫法の第十八条の改正によつて、個人に對しても貸し得る道を技術的に開くならば、二百三十億の公庫の財源に對しては当然穴が出て来ることでありましようが、この公庫の穴埋めは、現在でもやつておられる中金のつなぎ資金とかいふような制度で勘案して行つたならば、二十億や三十億の財政資金をこの方へまわすことが決して不可能ではないと私は考へておる。この点を水産庁当局と経済局は十分に御連絡になつて、日照りを待つ日本国民同様にお考へになるべきが政治の要諦であるとお考へておるが、そういう御意思は水産庁にもあります。それによつてまだ私は質問があります。

○立川説明員 ただいまの御質問のようなことを、何とかくふうをこらして実現したいとお考へております。そのやり方その他につきましては、財政上あるいは会計上なお検討すべき問題があるかあるように思いますから、これはしばらく御猶予を願つて研究させていただきまして、なるべくさうな目的を何らかの方法で達したいとお考へております。

○山路説明員 今の点につきましては漁政部長の申された通りであります。ただ先ほどの松田委員の御説のうちで、農林漁業金融特別会計または公庫が、昨年度二百億、また今年度二百四十億貸した金が、全部農林中央金庫の自己資金をもつて貸した金の肩がわりであるということ、私の聞き違ひであつたかも知れませんが、申されまし

た。そういう農林中央金庫の肩がわりに使われたということも、一部にはあつたということも聞いておりますが、そういうものは例外的な金額にしてきわめてわずかなものであると私も考へております。

○松田(鐵)委員 ただいまのあなたの発言は、私の述べていることを聞き違へておる。そういうことではない。それによつて中金の回収が非常に迅速に行つて、中金の今日の事業の確立を見ておるが、これがもつと／＼回収が得るようになるから、その額は二百億ないし三百億になるのではないかと考へておる。それを上手に話していただかなければならないと思つておる。それならば、ただいまの立川部長の御意思もよくわかつた。それから経済局としても、水産庁と協議して御考慮をなさる意思もわかる。ところがここに一つ問題になるのは、つなぎ融資といふものには法制度化しなくてもいいかどうかいふことなです。法制化するというところであるならば、たとえば二十億なり三十億なり、その穴埋めをするために、現在中金としてつなぎ資金として／＼出しておるが、これを中金としてもつと出しやすい方法として、その一定の金額に對して二割なり三割の保険の形の補償をしたならば、もつと中金はスムーズに行かうと思つた。これは大蔵当局は反對のようであつたが、全面的に全部に出して行くというならば反對であるが、一定の額に對しての議論であつたならば、大蔵省としてもいなど申さなくていいのではないかと申さうに考へておるのであるが、それに対する御意見

があるかどうか。どういふお考へを持つておるか、この点を伺いたい。

○山路説明員 ただいまの点につきましては、先ほど漁政部長から申し上げました通り、今後／＼検討したいと思つておるが、まだここで御披露申し上げるほどの案ができておりません。

○松田(鐵)委員 私は委員長に建議いたしますが、ただいままでの議論は、われ／＼は座談においても／＼と打合せをしておつた問題でもあり、もはや各委員もよく御承知のことと思つた。これを急速に行つたことにならば、農林当局も公庫法の十八条の一部改正といふことを考へになつておるようである。まずわれ／＼はこの問題を急速に実現させて、農林当局と軌を一にしてこの問題の解決に當らんとする場合には、農林当局とするならば、大蔵省その他各省との／＼な関連もあつて、なか／＼事態はスムーズに進捗するものでないと思つた。この法律を待望してやまない漁民の目から見たならば、われ／＼は立法権を持つておるのだから、議員提出をもつて今国会中にこの公庫法の一部の改正をするが、農林当局にしても水産庁にしても非常な拍車をかけられる問題となつて、漁民の利益になることだと私は考へておるのであります。委員長は各委員にこの私の意見を問うて、議員立法として公庫法の一部改正をする御意見があるやいなやを適當に意見をまとめていただきたいと思つたが、どうでありますか。

○田口委員長 松田委員にお答えいたします。中小企業者、これは個人も法人もござりますが、この造船資金の問

題につきましては、委員長も松田委員と同感でございます。この問題につきましては、すみやかに委員と懇談いたしまして、一日も早く実現するように努力いたしたいと思つておる。

○松田(鐵)委員 その懇談の時期はいつごろになりますか、この点を承りたい。

○田口委員長 早急にやります。

○松田(鐵)委員 もはや本国会も今月中で終りを告げます。一つの法律をつくるにしても、一週間や二週間はかかるものと私は考へておる。よつて委員長にその御意思があるならば、この公庫法の一部を改正することについて、その意見というものはおの／＼はできていることだと思つた。本日ここに各委員に諮られて、議員提出として立法するかいなかをただちに決定でき得るものと私は確信する。それを在善として、いつやるかやらぬが、急速にやるという御意見だけでは私は納得ができませんのであります。この点ひとつ委員長にお考へいただきたいと思つた。

○田口委員長 あす水産委員会を開きますから、その前に理事会を開きまして十分相談をして、会期が迫つておることも承知しておりますから、できるだけ早く実現するように処置いたしたいと思つた。

○松田(鐵)委員 それで意のあるところは十分わかりました。私はまだ質問したいこともたくさんありますが、時間も大分過ぎておりますので、私の質問はこの程度をもつて終了します。

○田口委員長 他に質疑の通告もありませんので、本案に對する質疑はこれをもつて一応終局いたします。

○田口委員長 この際御報告いたしました。鈴木善幸君より本案に對する修正案が提出されております。これは諸君のお手元に配布いたしました通りであります。ただいまより本修正案について提出者の趣旨弁明を求めます。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。まず修正案を朗読いたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案  
漁船損害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百十二条第一項中「政令で指定する漁船(以下「指定漁船」といふ。)」を「指定漁船(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいふ。以下同じ。)」に改める。

附則中第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加ふる。

2 改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替へるものとする。

ただいま私が朗読いたしました修正案は、各派の委員諸君と／＼協議懇談いたしました結果、おおむねその意見の一致を見たのでございまして、

鈴木善幸君より本案に對する修正案が提出されております。これは諸君のお手元に配布いたしました通りであります。ただいまより本修正案について提出者の趣旨弁明を求めます。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。まず修正案を朗読いたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案  
漁船損害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百十二条第一項中「政令で指定する漁船(以下「指定漁船」といふ。)」を「指定漁船(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいふ。以下同じ。)」に改める。

附則中第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加ふる。

2 改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替へるものとする。



昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局